

第13回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年3月19日（火）9:58～11:13

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

（ヒアリング出席者）公正取引委員会：東出取引部長

公正取引委員会：内田下請取引調査室長

中小企業庁：林事業環境部取引課長

資源エネルギー庁：田中長官官房総務課戦略企画室室長

資源エネルギー庁：林省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長

経済産業省：亀井産業技術環境局環境経済室長

環境省：森下地球環境局長

環境省：川又大臣官房環境計画課長

環境省：泉大臣官房環境計画課課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・下請法に基づく調査について

（公正取引委員会、中小企業庁からヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（省エネ法と温暖化対策防止条例等）

（経済産業省、環境省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より前でございますが、おそろいでございますので、第13回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、野坂委員、原委員、國領専門委員、田中専門委員、濱西専門委員、八剣専門委員は御欠席でございます。

それでは、議事に入ります。本日は議事の1つ目として、下請法に基づく調査について取り上げたいと思います。

下請法に基づく調査につきましては、一昨年の第1期の行政手続部会から負担軽減について御意見がありまして、昨年夏、経済団体からも意見が寄せられておりました。本日は、本件について公正取引委員会及び中小企業庁よりヒアリングを行いたいと思います。

公正取引委員会、中小企業庁に対しましては、資料1-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明をいただきたいと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御意見を聴取していただき、それを受けて質問、議論をお願いしたいと思います。

お忙しいところありがとうございます。それでは、15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○東出取引部長 おはようございます。公正取引委員会で行引部長をしております東出と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

座長から御案内のありました、論点に対する回答について概略を御説明させていただきます。

中小企業庁の分もありますけれども、便宜上、私からあわせて御説明ということでございます。

まず前提として下請法でございますが、いわゆる下請いじめというものを規制する法律となっております。ただ、下請の概念が一般の日本語と若干ずれておりまして、2つの基準でどういう事業者が親事業者に当たるかというのを決めております。1つは資本金でありまして、親事業者が一定規模以上、下請事業者が資本金区分で一定規模以下、この前提を満たさないと下請法の対象にならないというのがあります。

もう一つは取引の内容でございます。汎用品を買っているというのは下請にならなくて、物の仕様を決めていわゆる汎用品ではなくて特注品の製造を委託するとか、運送を委託するとか取引の形、中身が合わないと、また下請法の適用にならないというのが前提でございます。その中で買いたたいたりとか、頼んだ下請代金の額を後から減らすとかいうのを禁止しているというのが下請法でございます。ですので、親事業者と下請事業者の資本金区分と取引の内容が法律を適用する前提となるということをまず御紹介させていただきます。

資料1-2に入りますけれども、1枚目、1ページ目のところですが、下請法の書面調査ですけれども、どういう趣旨でやっているかといいますと、いわゆる下請取引でございますので公正取引委員会あるいは中小企業庁に違反について報告をする、いわゆるタレコミをすることもあり得るわけですが、仮にそれが親事業者に知られたということになりますと切られるリスクが伴いますので、経験上それは極めて少ないというのが実態でございます。ですので下請法違反、下請事業者の実情を把握するために親事業者、下請事業者、多分そうなるであろうと思われる企業に対して書面調査を送って、違反行為の端緒を見つ

けるためにやっておるのがこの調査でございます。

実績でございますけれども、資料の真ん中ほどにあります、平成30年度においては親事業者側には10万5000名、公取が6万、中小企業庁が4万5000であります。下請側のほうはトータルで50万、公取が30万、中小企業庁が20万という内訳です。その書面調査で見つけました下請法違反の端緒というのがありますけれども、それに基づいて事件として取り上げましたのが一番下のパラグラフですけれども、平成29年度の実績ですが、新しく着手した事件が公取では7,271件ありますけれども、書面調査を端緒とするものが98.7%、7,173件となっております。事件として着手したものの出口ですけれども、公正取引委員会で9件の勧告を行っています。この勧告というのは下請法上、一番重い法律上の措置となっております。6,752件の指導、いわゆる行政指導で是正をさせるというものです。

中小企業庁のほうですけれども、同じく平成29年度で7,646件の指導、958件の立入検査、867件の改善指導措置、中小企業庁から公正取引委員会への1件の措置請求というものがございます。この措置請求といいますのは、中小企業庁でも下請法違反について調査をしていただいておりますが、最終的な勧告というのは公正取引委員会が行うことになっておりますので、勧告相当の違反事件を見つけたという場合には、公正取引委員会に勧告をするよう措置請求が来るような仕組みになっておるところです。30年度の実績で60万やっております、29年度だと若干少ないところがありますけれども、事件処理として両者合わせて1万6000ぐらいというような事件を見つけて処理をしているというのが成果と言えようかと思えます。

2ページ目、書面調査が重複していないのか、調査対象が重複していないのかということですが、これは親事業者10万、具体的に申しますと親事業者の名簿というのは大体20万社か21万社分ぐらい持っております、それを中小企業庁と公取は半分ずつ分けて、それぞれ分担して調査をするということをやっております。それは会社単位で分けておりますので、基本的に一つの親事業者に対しまして両方から調査票が行くというのはございません。

それから、この分担についても毎年入れ替えるということではなくて、基本4年、まれに5年だったりすることがありますけれども、その単位で入れ替えておりますので、毎年違う役所から調査票が行くという実態にはございません。

3ページ目、オンラインの関係ですが、まず公正取引委員会のほうですが、以前は書面調査についてオンラインでの受付をしておりましたが、利用率が低迷をいたしまして費用対効果が悪いということで会計検査院から指摘を受けまして、その後、検討の末、システムを停止しております。ですので今回の下請法の書面調査についてもオンライン化に向けて検討の対象になっているかということですが、検討の対象にはしていません。ただ、そういう経緯がございますので、費用対効果みたいなものについてはよくよく考えた上で、前と同じような失敗をしでかさないということについても踏まえた上で検討ということで、公正取引委員会の計画のほうでは書いております。

現時点において、いつ公取のほうの調査をオンライン化するかについての具体的なめどというのではない状態でございます。

中小企業庁のほうを利用できないかというのは論点として示されておりますけれども、処理能力の問題もありますので、選択肢の一つということで検討はしておりますが、すぐできるかという状況にはないということでございます。

負担軽減のほうですが、現在の書面調査では解答欄は基本的にマーク式で回答できるようにということもやっておりますし、電子ファイルの形で公取のホームページから落とせるようにしております、ファイルで作成をすることについては便宜を図って負担軽減を図っているところです。

中小企業庁につきましては、平成30年度にオンラインでの回答というのも可能ということをやっております。

次のページにまいりますけれども、平成30年度の調査につきましては実証試験ということで、1週間の期間を設けてオンラインでの提出が可としたところですが、約50社から回答が得られたというところです。これにつきましては今後も続けていくということです。

法人共通認証基盤の関係について論点として提示されておりますけれども、これにつきましては現行の中小企業庁のオンラインシステムで運用しつつ、今後の構築状況を踏まえて検討していきたいということです。

5ページ目は下請法の調査の関係での下請事業者名簿です。下請事業者名簿といいますのは、親事業者になり得る企業の方に対してまず書面調査を送りまして、そのときに御社と取引をしている下請事業者の名簿を返送してくださいということをお願いしております。これは先ほど申し上げましたように、下請事業者について法律上、一定の範囲が決まっておりますので、それに合わせた名簿を出していただくというのと、もう一つはどの会社がどの下請と取引しているか我々はわかりませんので、そこを教えていただく。その下請さんに対して御社はA社ならA社と下請取引にあるというふうに承知をしているけれども、こういうことをやられたことはありませんかというので、いわゆる反面調査をするために必要ということで名簿を出していただいております。

その記入とか中身の関係ですけれども、プレプリントでどうかとありますが、こちらにつきましては我々の経験上、下請さんの取引は時々というか割と取引が新しく始まったりとか、なくなったりとか、あるいは頼む中身が変わるといことがございますので、前年のものをコピーで出していただくというものだとちょっと支障が生じることがございます。それと毎年、年に1回これをつくるということで法律上の下請事業者に当たるのがどういところか確認していただくのは、違反行為の未然防止という点でも意味があるかというのもありまして、毎年提出を頂いているような状況です。

名簿の作成につきましては、我々のほうで調査票を送る際にこういう様式で出してくださいというお願いをしておりますが、毎年新しく作り直していただく必要は必ずしもありませんで、去年出した名簿の電子データを修正するという形で作っていただくというので

受け付けておりますし、私どものほうでお願いした事項が網羅されているというのであれば、様式が多少違っていてもその名簿で受け付けるということで運用をしております。

それから、名簿の様式についてもホームページに載せておりますので、適宜使っていただけよいかと思います。

6 ページ、下請の名簿の記載事項の関係について論点として提示を頂いておりますけれども、先ほど申しあげましたように資本金と委託業務の内容ということで下請法の対象となるかどうかが決まりますので、そこは法の規制対象になるかどうかということを確認する上で必要ということでございます。

郵便番号、所在地、電話番号ですけれども、先ほど申しあげましたとおり裏取りの関係で下請事業者に書面調査を送りますので、郵便番号と住所というのはぜひお願いしたいということです。それから、書面調査を送らない場合も違反の疑いがあったときに書面調査を送っていない下請事業者の方に裏取りのためにお話を伺う、あるいは現場に伺うということで連絡をとる必要がありますので、電話番号についてもぜひお願いしたいということでございます。

②の資本金ですけれども、過剰な負担ではないかということですが、下請法という法律を守っていただく上では、自社の取引先の資本金というのは把握していただきませんと困りますので、これは過剰な負担ではないかと思います。あと、下請法の範囲内におさまっているという、2500万か1000万かどっちだろうと下請法の対象になりますよねという場合がございますので、そのときに2500万なのか2300万なのかきちんと確認して書かなければいけないかというのは②の論点の趣旨だと思いますけれども、その点につきましては下請法の対象になる資本金区分に当たることが明らかになれば、私ども調査の上では足りるので、調査票の記入の仕方については検討したいと思っております。

繰り返しになりますけれども、名簿につきましては、出していただく名簿については我々の指定した様式ということにこだわらず、お願いした事項が網羅されておれば、各社で作っておられる名簿を利用していただくというのは差し支えないということで運用をしております。

7 ページの6 番ですけれども、調査対象期間の話ですが、これは6月から5月ということでやっております。何で6月から5月かといいますと、4-3の決算をやっておられる会社が多いものですから、4月、5月は総会等々の関係もあって忙しいだろうということで、それが一段落をした6月中旬以降に調査票を送って、7月にかけて書いていただいて、返送していただくということでやっております。その関係で我々の質問のお答えいただく期間というのは、直近の5月からさかのぼって前年の6月ということでやっております。これについて事業年度単位で回答ということですが、我々がお伺いする内容は下請事業者注文書をちゃんと出していますかとか、売れ行きが悪いから発注を取り消したことがありますかとか、そういうことを聞くものでして、決算書類上の売上額がどうのこうのとか、利益率がどうのこうのというところとリンクするものではありませんので、必ず

しも事業年度単位で何か楽になるということはないのかなと考えております。ただ、名簿につきましては事業年度単位で、あるいは別のローテーションで取引先の確定、締めをやっておられるということであれば、その時点の名簿でということで、柔軟に対応をしたいと考えております。

最後のページですけれども、調査票の設問項目ですが、毎年若干、ちょこちょこ見直しをしております。FAQをつくれということですが、書面調査に関しましてよくある質問についてはFAQを既に公表しております。書面調査は毎年やってちょこちょこ変えておりますが、全部というのはどうかと思いますけれども、必要なものについてはFAQについて追加するという対応については考えていきたいと思っております。

説明は以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

幾つか質問したいと思いますのですが、まず冒頭申し上げたいのは、この調査というのは事業者にとって非常に負担になっているということです。その理由の一つが、6月中旬に回答依頼が来まして、回答期限が7月13日であること。つまり1カ月で回答せよということなのです。下請取引業者は結構件数がございまして、それを実際企業がどのようにやっているかと言いますと、全て法務部門が受け付けて、それを全事業所、全部門に対して、下請取引の実態はどうかと照会をかけるわけです。その回答を一件一件、項目ごとに内容を調べていくのです。そうしますと1カ月での回答は到底難しいという実態があるという前提にご質問申し上げたいと思っております。先ほどの資料1-2の3ページの御説明のなかで、3行目に「利用率が低迷していたという実態があるので、オンラインのシステムを停止」という御説明がありましたが、利用率が低迷していたというその原因をどう分析されたのか、まずお聞きしたいと思います。

○東出取引部長 当時のものですがけれども、使い勝手が悪かったというのが利用率が低迷した原因で挙げられているところです。

○川田専門委員 使い勝手の悪さというのは、事業者側にとって使い勝手が悪かったのでしょうか。

○東出取引部長 そうです。

○川田専門委員 その改善については、何かお考えのことはないのでしょうか。

○東出取引部長 そのときに既にやめるべしということで会計検査院からいただきましたので、そこでやめましたので、システムを直すとかいうことではなくて、停止というのが当時の決断になります。

○川田専門委員 事業者側ではオンライン化を望んでおり、経団連からも要望が出ております。たしか、もし再度オンライン化の要望があれば検討しないわけではないという御説

明だったと思いますが、ぜひその御検討をお願いしたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○東出取引部長 我々もオンラインは前にやっておりましたし、10年たちましてシステム面でも会社の事情も大分変わっていると思いますので、前向きに検討したいとは思っております。ただ、御案内のとおり公取はそう予算規模があるわけではございませんので、作ってみて、ちょっと具合が悪いから直しますというほど自由がきく規模ではございませんし、これは我々の都合ですけれども、ほかのものについてもオンライン化というのは求められておりますので、なるべく汎用性のあるといいますか、柔軟性のあるといいますか、そういうものを作りたいというのが、これは公取側の都合ですけれども、そういう事情がございます。そういうものがございますので、昨年6月にこの形での提言をいただいたのですが、すぐ手をつけるというのは實際上、難しいところがあるのも御理解いただきたいと思います。

あと、繰り返しになりますが、利用率が悪かったので会計検査院からだめと言われたというのがありますので、なるべく使い勝手のいいシステムにしたいと思っておりますし、利用率の問題でシステムを作る規模というものがありますので、そういうものもある程度見通しを立てたい。それをやるためにわざわざ調査を行って負担をかけるわけにもいきませんので、年1回の調査のときに試験的に少しずつ工夫をして、その辺を見極めていくというのをやりたいということで今、考えているところです。

○高橋部会長 今の確認ですが、要は来年度、試行の実験を行うというお考えなのですか。

○東出取引部長 そのつもりで準備をしております。

○高橋部会長 わかりました。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 この調査というのは、非常にいろいろな調査の中でも意味ある調査だと思っています。会社の関係で言えばグループ会社の中で問題が時々散見されて、我々のほうでも当然、修正の指導等は行っています。そのときのまさに一番のもとになるのがこの調査ということでございます。

その上で、簡素化という観点でオンライン化というのは極めて重要だと思います。以前あったものは平成21年度末をもって終了ということですから、今から10年ぐらい前、全くその技術レベルが違う。スマホもなかった、もしくはほとんど行き渡っていなかった時代の話でありますので、今の技術レベルからすれば反応スピード、設計等を含めて非常に使い勝手のいいものが昔とは違う予算でできるはずだと思いますので、ぜひこれは再度、オンライン化というものに取り組んでいただきたいと思います。

例えば全然違う話ですけれども、e-Taxにしても非常に改善されて使い勝手がよくなっているというようなところもありますので、使い勝手がよければ使われるという、当たり前のことですので、今の環境から言うとかなりそういうものが余りこういうことに関して得意でない事業者にとっても使えるぐらいにはなっていると思いますので、ぜひお願いし

たいと思います。

それと先ほどの年度をまたがるというところなのですが、確かに違反というのは別に年度で違反しているということではないのですが、会社のいろいろな活動というのは年度で行われております。契約も年度で区切るとか、事業者との取引も年度とか、こういうことではありますので、例えばこういうことはできないのでしょうか。4月、3月にして、その調査票を今と同じタイミングにする。つまり、やや遅れるということですが、そういうことができないのか。逆にそういう形にしたときの問題点というのは何なのかという点について、お伺いしたいと思います。

以上です。

○東出取引部長 問題点につきましては、直近の情報を得られなくなるというのが最大のと言いますか、そういう問題だと思っております。これは違反をしていない親事業者の方にとっては、公取なり中小企業庁なりのほうから聞く調査というのは負担でしかないのだと思うのですが、違反をされている親事業者の方も現にいらっしやいますので、その方の違反行為によって被害を受けておられる下請さんとかいらっしやいますので、それが直近のものが見落としになってしまうというのは、我々としては避けたいところでありま

す。

○佐久間専門委員 つまり、それは2カ月のことを言われているということですね。確かにもちろん直近ではないということに、2カ月の差が出ますけれども、それがそんなに大きいのか。当然、2カ月違反状態があったとしても、当然それはさかのぼって注意されるわけで、そこが損なわれるわけではないので、もちろん2カ月でも早いほうがいいという議論はあるにせよ、全体の効率からすれば、これはいずれにしてもトレードオフの問題です。年度で行うということは企業にとっては極めて効率がよくなるという点で検討を願えないのでしょうか。

○東出取引部長 御依頼ですので検討はしてまいりたいと思っておりますけれども、繰り返しになります。直近の違反の有無というのは我々にとって最大の関心事項ということでございます。先ほど佐久間専門委員から、企業は年度で行っておられるというお話がありましたけれども、年度で新しく下請さんと取引をするということがありますが、その際に下請法の適用はあるのだけれども、ないと思って支払いの関係のものを法定のものから外れたところに設定してしまうとか、注文の関係で法定の事項を満たさない形でやるというようなことは、まま起きるのです。そのときに直近の状態を把握しないで次の年に回してしまいますと、1年間その状態が続いてしまう。我々のほうで把握できないということがありますので、おっしゃる御要望にすぐ応えられるかどうかについては、十分検討させていただく必要があろうかと思っております。

○高橋部会長 今、2カ月の話をして何で1年見逃すという話になるのですか。

○東出取引部長 4月から5月の間に新しい下請さんについて違反がありましたというのは、6月の調査で見つけるわけですが、回答をいただいて、その後、下請さんに裏

のやつを送って両方突き合わせて事件に入ることになります。下請さんのほうにも調べが行きますので、現実的に親のほうに調査に入りますのは、その年の後ろのほうになります。そのときに我々のほうで何もそういう情報なしで調べに入るといえるときに、およそ全ての下請事業者についても一回、4-6あるいは4-12の下請代金の取引を調べ直せという調査の仕方はしていませんので、見落とす可能性が高いということを申し上げました。

○高橋部会長 理屈がちょっと。再整理して少しお話をもう一回、事務局から投げたいと思います。今の論点については。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○堤専門委員 御説明ありがとうございます。

私の事業所は、資本金で言うと3,500という形で、親事業者にも、もちろん下請という形にもなり得る会社なのですけれども、今、もともとこの下請法の調査というのは、川田専門委員や佐久間専門委員のような大きな会社があって、子会社があって、孫があってというようなところの前提で組まれている調査のように感じています。

冒頭3500万でと申し上げたのですけれども、私が会社作ったのはこの前の商法改正の前ですから、必ず株式会社は1000万円以上にしなければいけない、有限会社は300万円以上にしなければいけない。今、調査が来たときに既に資本金が小さくて、大企業の子会社のような形で立ち上げている会社様なんかに関しては、例えばこういった下請法の調査で聞かれても調査票に記入することが該当しないからできない。要は何を申し上げたいかというところ、この下請法の調査そのものが商法改正の後から資本金をベースに親事業者、下請事業者という形の変更をかけていることに関して、時代とずれている部分があるのではないかとというのが1点。

もう一点が、クラウドソーシングなどを利用した形のフリーランスが非常にふえてきましたので、下請事業者に当たる方がみんな町工場の親父さんという形ではなくて、非常にITや情報関連のことを個人事業者や個人事業者に近いような形で行っている1人や2人のベンチャー企業というような会社様があったときに、例えば親事業者ともめたときに、こういった調査の中で正しくない回答をされている事業者も散見されるのではないかと感じるように感じています。実際に親事業者としてわけのわからない、こういうことを直してくださいという通達が来るのを見るだけに、例えば自分が下請事業者でこの親事業者と専属でやっているときに、私たちがその親事業者のことがちょっと困っているんですといったときに、これが誰が訴えたかわからないよと言っていても、絶対にそれは下請法でという調査が入ったら、あの会社が要は何か変なことを言ったんだなとわかるので、もし今後この調査や調査の仕組みそのものもというのもあるのですけれども、約束どおり商行為が行われることに関して大企業も中小企業も変わらないと思いますので、下請法であぶり出す調査の趣旨みたいなものをできましたらもう一度考え直していただいて、大企業にとってももちろん負担ですし、私ぐらいの従業員が30名ぐらいの中小企業においても今回、初めて消費税に関するということで中小企業庁から調査に御協力くださいということで頭を下げら

れて協力しましたけれども、一生懸命、真面目に協力をしている会社があほを見る感じで下請事業者の名前なんか名簿を出すとそういうことになるのであれば、ちゃんと調査に協力しないほうが楽なのではないかと思うので、企業に負担がかかったり調査協力をした企業に関して何もメリットがないような調査というのは、根本的に調査のありようとか成果というものを考え直していただくような時代に来ているのではないかと思います。そのように考えますけれども、いかがでございましょうか。

○東出取引部長 まず資本金区分の話ですけれども、これは法律で親が下請に対して強い立場にあるので、無理難題をきかせているのがおかしいというのが根本にあります。これは独占禁止法のほうでざっくりとそういう規定がございまして、それでいきますと親が下請に対して強い立場にあるかどうかというのは一つ一つ認定をしなければいけなくて、そこは結構手間がかかるというのが60年ぐらい前の状況でして、それを踏まえましてある程度、資本金区分で切る、委託の内容で切る。そうするとまず間違いなく親のほうの下請よりは強い立場にあるねということで、資本金とそういうところで切った。ですので個々に見ると下請さんのほうが力が強いよ、言い分が通るよというのがないわけではないというのは理解しております。ただ、そうではない下請さんのほうが圧倒的に多いので、そちらの不利益を無くすために規制上、そういう仕切りでやっている。ですのでその資本金区分から外れているのだけれども、弱い下請さんとかいますので、そこについてはこぼれるものもございまして。そのこぼれた部分については独占禁止法で手当をするというのが建前になっております。

資本金区分のほうですけれども、こちらは以前はできたときは1000万だったのですが、その後、1億が入って、下請法ではなくて中小企業基本法が変わって3億に上がったときに連動して上げるということをやっております。多少のといえますか、中小企業法制に合わせて資本金区分の見直しをしておりますというのが一つです。

それから、下請側の調査に協力したときに親にばれるのではないかというお話ですけれども、その辺については非常に気を使ってやっております。書面調査をたくさん出しているのも、これだけたくさん書面調査を送っているのも、誰が言ったかというのは1人ではありませんよ。少なくとも親の方があいつはいつも文句を言っているなという人でない人にも送っておりますので、必ずしもその人ではありませんよということを言うためにも我々は使っておりますし、あと調査に入るタイミングにつきましても、わかったらすぐ入るということではなくて、苦情をおっしゃられている下請さんの事情も聞いてタイミングをずらす、あるいは別途の調査のついでといえますか、口実で入るということで、下請さんのほうが特定をされて不利益を受けることがないように、気を使って調査をするようにしております。

調査を受けた人にメリットがあるということですが、違反をしていない親事業者の方については申し訳ありませんが、そこは御協力をお願いしたいということでもあります。

○堤専門委員 例えば本当に下請の困っている方を救済したいという意図であれば、親会

社に調査ではなくて、下請が駆け込めるような形の例えばそういう相談センターみたいなものをつくれれば、毎年毎年、親会社に調査は要らないのではないかと感じているということをお最後に付け加えます。

以上です。

○東出取引部長　そういうものは作っております、中小企業庁さんのほうでは下請かけこみ寺というものが全国にございますし、公取の地方事務所でも受け付けております。それから、公取のほうから商工会議所とか商工会について公取の間をとりもってくださるということもお願いをしております。いわゆるかけこみ寺的なものはいろいろ作っておりますけれども、それでも年間100件そういうお申し出があるかないかという状況です。違反で指導したものは6,000件を超えておりますので、そちらをやれば十分かということ、そうではないというのが我々の認識です。

○高橋部会長　わかりました。では、私から幾つかお聞きしたいのです。まず法律を作ったときの9条の立法趣旨なのですが、これは作ったときに今実施しているような調査を予定した条文なのですか。

○東出取引部長　予定した条文といいますと。

○高橋部会長　普通、立入調査、質問検査権というのは、条文をつくる時は、毎年度、定期的実施する調査は余り想定しないのです。要するに問題があった、又は端緒が把握されたときに立ち入る調査を普通は予定しているのですが、9条はもともと毎年度、毎年度こういうふうで大規模に親会社、子会社に対して網羅的に調査をするということを立法趣旨として予定している形で作ったのでしょうか。

○東出取引部長　それは法律ができた年から今のような調査というのはやっております。今よりずっと規模は小さいですけれども、書面調査を送って違反を見つけるというのをやっております。

○高橋部会長　ですからそこはサンプル調査だったのではないですか。

○東出取引部長　今でもサンプル調査ではあります。

○高橋部会長　10万件と50万件はサンプル調査ではないと思いますが。

○東出取引部長　サンプル調査という言葉が用語として適切かということかと思っておりますけれども、全ての会社について毎年送っているわけではないという点では抽出はやっております。

○高橋部会長　でも固定しているわけですね。

○東出取引部長　資本金の大きいところは毎年やっております。

○高橋部会長　対象を固定しているわけですね。対象となる事業者というのは固定しているわけですね。

○東出取引部長　我々のほうで持っている名簿をもとに調査を送っているという意味では、おっしゃるとおりです。

○高橋部会長　固定しているわけですね。毎年、毎年度、同じ事業者に行くという話で

すね。

○東出取引部長 はい。

○高橋部会長 こういうものは常時監視と言うのです。法律上、常時監視をするのだったら環境立法でもそうですが、常時監視の項目があるのです。この条文は行政法的に見ると通常の立入調査で、網羅的、包括的に調査することを予定している条文ではないと思います。もし違いましたら、国会においてそのようなことを予定していたということを審議経過とかそういうものでお示しいただければありがたいと思います。

○東出取引部長 審議経過とかそういうものがあつたかというのは、確認をしないと答えはできません。

○高橋部会長 もし本当にこういうことをやりたいのであれば、私は9条ではなくて常時監視の規定をきちんと立法で作っていただいたほうがいいのではないかと思います。法治主義の観点から言って。

○東出取引部長 権限の書き方の問題ですけれども。

○高橋部会長 「必要があると認めるときは」と書いてありますよ。下請法は「特に必要があると認めるときは」になっています。

○東出取引部長 下請のほうにも「必要があると認めるときは」調査ができますけれども、今、我々が下請事業者に行っている調査は9条に基づく調査という位置づけではなくて、任意で回答を求めていただくという形でやっております。

○高橋部会長 任意調査なのですか。

○東出取引部長 下請のほうはそうです。親事業者のほうは9条1項に基づく調査ということで。

○高橋部会長 要するに「必要があると認めるときは」というのはそういう趣旨だと。

○東出取引部長 公正ならしめるために「必要があると認めるときは」という要件になっております。立入検査その他もろもろの関係ですけれども、例えば独禁法ではどういう書き方になっているかといいますと、公正取引委員会は事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができるということで、事件関係人または参考人に出頭を命じてとか。

○高橋部会長 それで包括的な調査をやっているのでしょうか。独禁法で。

○東出取引部長 独禁法では包括的な調査というのは、これは事件についてということですね。

○高橋部会長 事件についてでしょう。

○東出取引部長 事件についてということですので、違反の疑いがないときにこういうことはやっておりません。

○高橋部会長 事業の適正を図るために必要なものとか、そういう言い方になっているのですよ。ほかの事業法でも、どんな業法でも。公正ならしめるためというのも、大体そんな話だと私は思いますので、そこは立法資料を参照していただきたいというのが1点です。

それと、實際上これだけの包括的な調査をして、要するに罰則もかかって、虚偽記載だと罰則がかかるわけです。こういうガイドラインに合った形でないということを書かせるというのは、實際上、行政指導をやっているのと同じのだと思うのです。こういうことをやるなよという行政指導を毎年毎年やっているとしか私は読めないのですけれども、そういう趣旨はないのですか。

○東出取引部長 そういう趣旨はありません。

○高橋部会長 全く実態の調査という話ですか。それだったら違反はないですよと聞けばいいのではないのですか。下請法の違反はありませんかとただ聞けばいいのではないのでしょうか。実態把握だったら、違反がないですねと。

○東出取引部長 違反がないですねと言って、そういう調査票を送れという趣旨ですか。

○高橋部会長 そうです。

○東出取引部長 それですと恐らく。

○高橋部会長 ですから一般的にこんなに網羅的にやるというのは、会社の各事業所に対して、要するにやっていないですよと総務から聞くわけです。事業所に対して。公取とか中小企業庁からこういう調査が来ましたから、とって事業所にばらまくわけです。事業所に対してこういう調査がかかっているから、絶対にやるなよという趣旨も込めてやるわけです。そういう意味では、ある意味では下請法に反しないようにという実際上の行政指導がかかっているとしか思えないです。この調査の仕方を見ると、こんな網羅的にやらなくても実態把握はできないのですか。

○東出取引部長 実態把握といいますか、違反を見つけるという点では、どう言ったらいいのでしょうか。それぞれの会社に対して行かないと見つからないというのは事実としてあると思います。

○高橋部会長 要するに、端緒を見つけるためにこれだけ網羅的な調査は要するのですかということを知っているのです。

○東出取引部長 我々としては必要だと思っています。

○高橋部会長 お仕事熱心な行政ですから、そういたいのはわかるのですけれども、非常に負担だという声が出ているわけです。日本経済にとってもこれは負担なわけです。確かに下請法で効果が上がっていると企業の方はおっしゃっています。それは認めますけれども、これだけ日本経済に負担がかかっている調査について、もうちょっと簡素化できないのですかというお話をしているのです。実態上、私の目から見ると行政指導をやっているとしか思えないので、もう少し実態把握の必要最小限という観点から、少し調査項目を見直していただくことはできないのでしょうかということをお願いしているのですが。

○東出取引部長 調査項目については、随分簡素化については進めております。

○高橋部会長 いや、これだけの項目ってものすごい量ですよ。これだって全事業所にこれだけばらまくわけでしょう。ものすごい負担だと思いますよ。だからそういう意味では負担の軽減という点で、実態把握のために必要最小限度はどれかということ、これを機

会にちゃんと見直していただいたほうがいいと思います。これはお願いします。

それから、公取と中小企業庁で項目が違うところがありますね。同じ項目でも聞き方が違うところがありますね。これは5年に1回変えると言うのですが、変わったときは大変だと思います。去年と違う項目で聞かれる。それは負担だと思いますが、これはやはりそろえていただくし、様式も一緒にしていただいたほうがいいのではないのでしょうか。中小企業庁と公取で。

○東出取引部長 それについては、今のところそれぞれのところでどうやって違反を見つけるかというのを工夫しているところです。

○高橋部会長 それはノウハウを共有すればいいではないですか。

○東出取引部長 それは設問項目にあらわれていますのと。

○高橋部会長 繰り返しますが、ノウハウは共有すればいいのではないですか。

○東出取引部長 もう一つは、これは我々のほうの事情になりますが、公正取引委員会と中小企業庁、中小企業庁の手足になる経産局というのは人数が違いますので、我々公取の側なのですが、中小企業庁と同じようなマンパワーで対応するというのが無理なところが現実にあるので、それに応じて若干、質問項目が違っている、あるいは力点の置き方が違っています。

○高橋部会長 今のご回答はほとんど理解できません。マンパワーの違いと質問項目の違いは関係ないと思います。

○安念部会長代理 公取さんの御事情ですからね。

○高橋部会長 例えば中小企業庁の項目の中で、簡素化できる部分、公取がやる場合には簡素化する項目があるというのはあっていいと思いますけれども、共通化することについては別に問題はないのではないのでしょうか。

○東出取引部長 どう言ったらいいのでしょうか。基本的なところで大きな違いがあるとは思っていないのですけれども、それぞれのところでその年に重点的にやりたいとかいうところの質問は、ちょこちょこ違っているというようなところだと思っています。

○高橋部会長 絶対に要るといえるのがありますね。そのときの状況の中で新しくつけ加えたいのがありますね。それを書式で分けたらいいのではないのでしょうか。今年重点的に実施したい、もしくは近年の状況に従ってこの項目を追加しましたと、一番後ろにくっつけばいいだけですよね。それ以外のところはデジタルに共通化する。それで十分共通化できるのではないのでしょうか。

○東出取引部長 そこは実働部隊に話を聞いてみないと、この場ではお答えはすぐにはできませんという話はできかねるところです。

○高橋部会長 次回お聞かせください。

それから、デジタル化については先ほどのお話で、結局、一応、試行的な調査はしてただける。

○東出取引部長 試行というか小規模になりますけれども、実験みたいなことを来年度の

分でやれないかということで今やっております。ただ、必ずやりますということはこの時点でお約束できるところまで詰まっております。やる方向で作業を進めているところです。

○高橋部会長 あと、法人認証基盤に何で入れないのでしょ。

○東出取引部長 そこは我々のシステムではないのでちょっと。

○林事業環境部取引課長 これはまさに今、進めているところでございます。

○高橋部会長 では、前向きに検討していただける。

○林事業環境部取引課長 前向きに検討します。いろいろと今まさに実証を積み重ねているところでございます。

○高橋部会長 もう一つ、公取が何で中小企業庁のシステムに乗れないのですか。要するに公取が中小企業庁のシステムを使うということにならないのですか。

○東出取引部長 そこはキャパシティとかもろもろの話があるので。

○高橋部会長 キャパが中小企業庁のほうの限界がある、公取が入るとキャパオーバーになるという話ですか。

○林事業環境部取引課長 それはこれから公正取引委員会とコミュニケーションを取りながら、検討を進めたいと思います。

○高橋部会長 理屈がわからないのですが。

○林事業環境部取引課長 今のところ我々も実証の段階ですので、これからどういう形でシステムを拡大するか、30年度に1回、実証をやっていますけれども、これからまさにこの動きを拡大しようということで31年度から対応していきます。

○高橋部会長 ではぜひ来年、公取も乗るような形で制度設計していただきたいと思います。大まかに公取と統合するような形でシステムの、そういう方向で御検討いただければと。IT室もそういう方向でお願いできますか。

○奥田参事官 調整します。

○高橋部会長 ぜひそこはお願いしたいと思います。

オンライン化したって、複数のID、パスワードだと困ります。法人認証基盤に加わらないと、複数のパスワードになったら、事業者はIDとパスワードを管理するのは大変ですから。法人認証基盤に乗るという方向でぜひ共通した実証実験を進めていただければと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

私からはそのぐらいだと思いますけれども、まだ立法趣旨とか、先ほどの共通化の是非とかお聞きしたいことがございます。事務局を通じて御回答いただければそれでも構いませんが、もしそれで十分でなければその辺を含めてお聞きすることがあるかもしれませんので。お忙しいと思いますがよろしくお願ひします。

○安念部会長代理 ちょっといいですか。部会長がおっしゃった9条の解釈は、私もあれは全く具体のケースを想定した条文のように思えるので、そこは私も部会長と全く疑問を同じくしますので、事務局を通じて法律の解釈をこの際、確認しておく必要があると思ひ

ます。その点も含めて部会長から大変適切な御指摘をいただいたと思います。

○高橋部会長 ではぜひよろしくをお願いします。

別にやめろとは言っていないからね。もしそういうことをやるのであれば、根拠条文をしっかりと立ててくださいというお話をしている。法治主義の観点から。やめろと言っているわけではない。邪魔をする気も一切ないですけれども、法治主義の観点からそういう御検討をお願いしたいということです。

では、そういうことでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(公正取引員会、中小企業庁 退室)

(経済産業省、環境省 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。続きましては、営業の許可・認可のうち、省エネ法・温対法等に関する手続について取り上げます。

本件について、昨年6月の行政手続部会におきましては経済産業省、環境省よりヒアリングを行いました。本日は、前回のヒアリングを踏まえた取組の進捗状況等について経済産業省、環境省より御説明いただきたいと思います。

経済産業省と環境省に対しましては、資料2-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明いただきたいと思います。委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて質問、議論をお願いしたいと思います。それでは、15分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○森下地球環境局局長 環境省でございます。

いただいた論点メモは8点ございますけれども、まず(1)からお答え申し上げたいと思います。

前回この部会で御説明させていただいておりますように、環境省デジタル・ガバメント中長期計画というものがあまして、これに基づきまして省エネ法、温対法の報告、そして温暖化対策推進条例の報告を共通のインターフェースで行うことができるよう、システムの抜本的な改革のために来年度、温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業、デジガバ構築事業と言っておりますけれども、これを行うこととしております。両省で2019年度に必要な機能の検討を行いまして、その結果を踏まえながら必要な予算要求を行って、2020年度よりシステム構築を行ってまいりたいと考えてございます。

このデジガバ構築事業でございますが、速やかに行えるよう、今年度、基本検討を行っております。その中で複数の自治体に対してのヒアリングを実施してございます。ヒアリングの中では省エネ法・温対法の報告と温暖化対策条例の報告との関係では、報告する内容が重複していて負担感がある、あるいはデータを管理するプラットフォームがあると負担感がなくなると思うという意見がございました。こうした意見を踏まえまして、来年度のデジガバ構築事業の中で、共通様式や独自様式といった必要な機能を持ったシステム構築の検討を行ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについては、先ほど御紹介したとおりでございます。

③で御質問いただいております本人確認手続と法人共通認証基盤でございますが、本人確認手続を行う予定でございますし、法人共通認証基盤との連携を想定しております。

続きまして（２）の御質問でございます。自治体に対しての依頼状況でございますけれども、デジガバ構築事業の進捗を踏まえながら、関係省庁と調整しながら、資料２－２の別添をご覧くださいと思います。2019年３月に事業の行政コスト削減に関する事務連絡を自治体に発出してあります。自治体の反応については今後、ヒアリングを順次行ってまいりたいと考えております。

次のページになりますが、（３）（４）（６）をあわせて御回答申し上げたいと思います。自治体に対する働きかけ等々の御質問でございますけれども、もう既に御案内のところでございますが、自治体条例でございますので、地方自治の原則によりまして自治体の判断ということだと理解してございますが、国としても自治体の取組に丁寧に協力をしていくという観点から必要な予算を確保して、共通様式といった必要な機能検討を含めたデジガバ構築事業に取り組んでいきたいと考えております。システム設計、構築には時間を要するというところでございますので、事業の行政コスト削減に関する事務連絡もあわせて発出をしております。

続きまして（５）でございます。自治体が提出を求めている項目の一覧表の作成、提示ということでございますけれども、今年度、各自治体における温暖化対策推進条例に関する情報について整理をしているところでございます。

環境省からは最後になりますが、（７）でございます。これは2018年度にヒアリングの実施とその結果ということでございますけれども、デジガバ構築事業の関係で今年度は基本検討ということで、その中で複数の事業者に対してヒアリングを行っております。内容に重複があって負担感がある。役所間でもデータの共有を行ってほしい。システムを統一化して元データの入力のみで報告書が作成できるようになるとよいといった意見がございました。こういった意見を踏まえまして、来年度取り組むこととしている報告を共通のインターフェースで行うデジガバ構築事業の方向性が、関係者の方のニーズに合ったものであることを確認しているところでございます。

では経産省さんお願いします。

○田中長官官房総務課戦略企画室室長 資源エネルギー長戦略企画室長の田中でございます。

私からは（８）について御説明をさせていただきたいと思っております。こちら御指摘は省エネ法での事業者報告のものと、エネルギー消費統計調査において燃料消費量をどのようにしているかというところの重複があるのではないかと御指摘であります。これを検討するという御回答を申し上げておりましたが、検討した結果でございますが、ご覧いただきますと、まず省エネ法においては基本的には事業者単位での報告をお願いした上で、1,500キロリットル以上の消費を行う事業所については別途、同様の報告を出すことにな

ってございます。

この目的は、継続的に一定の経済活動を行う範囲について、これを省エネがどれだけできるかということを確認するために報告をいただいておりますが、他方でエネルギー消費統計でございますけれども、こちらは我々統計としてマクロのどれだけのエネルギー消費量があるかということ把握する必要がございます。ですので、基本的には面的に全て報告いただくことになりますので、まず対象範囲の違いがあるということと、もう一つはこれは我々、屋外の作業であったり、テンポラリーに行うような、例えば道路工事をやっているようなものであっても、当該事業所が管理をしているエネルギー消費に係るものは全て報告を頂くことになってございます。

他方で省エネ法の事業者報告になりますと、これは基本的には定型的に行う屋内でのエネルギー消費のデータ量となりますので、項目として例えば原油をどれだけ使っているかといったものは一緒になるわけでありましてけれども、数値自体は異なる蓋然性がかなり高いということでございます。事業所自治体は1万ちょっとございますけれども、一応我々で手作業で突き合わせてみたところ、かなりの割合でデータが異なる。これはやはり範囲が違うということに基づいてございますので、現時点では若干これをどちらかにリファーするというのは難しいかなというのが回答でございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

○大崎専門委員 最初に1点お伺ひしたいのですが、法人共通認証基盤と連携して本人確認を行うという温室効果ガス排出量集計についてというお話でしたが、この本人確認の強度といいますか、レベル感はどのぐらいを想定しておられますでしょうか。それをお伺ひしたのは、こういった単純な集計であると、なりすまし等々による弊害の度合い、危険性といいますかリスクは非常に小さいのではないかと私は思ったものですから、最も単純なID、パスワードの設定のみでもよいのかなと思ったのですが、その辺、どうお考えですか。

○森下地球環境局局長 ありがとうございます。御指摘のとおり強度についてもしっかり考えた上で、利便性の観点も含めて考えていけないと思っています。

システム自身は近年、非常に技術発展をしていると思っております、例えばクラウドの活用とかそういったことも含めてさまざまな観点から今後、調査検討を深めて最終的にどういうシステム設計をしていくか考えていきたいと思っております。その中でセキュリティーの観点も非常に重要だとももちろん思っております。クラウドの場合でもセキュリティーを担保するために事前に暗号化するとか、クラウドに上げる前にさまざまな手法がとられておりますが、今回のデータベース、扱うデータの性格といったことも含めて、セキュリティーのレベルもあわせて考えてしっかり設計をしていく必要があるだろうと思っております。

おります。ありがとうございます。

○高橋部会長 では、川田専門委員。

○川田専門委員 環境省からの資料2-2の4ページの御説明について、私は論点と回答にどういうつながりがあるかよくわかりませんのでお聞きしたいと思います。「自治体条例については、なかなか中央の環境省としても入り込むことは難しい。しかしながら、国としても丁寧に協力をし、必要な予算を確保し、共通様式といった必要な機能検討を含めデジガバ構築事業を取り組んでいく」とありますが、これは地方自治体のことも含めた予算措置であり、そういう共通化に必要な機能検討を含めて検討するのだという理解でよろしいのでしょうか。

また、その次に「システム設計構築に時間を要するため、事業の行政コスト削減に関する事務連絡も発出しているところ。」とあります。つまりこれは環境省として、あるいは経産省共通で自治体に対してそのような事務連絡をしていますよということだと思いますけれども、目的をしっかりと事務連絡をしているのはわかりますが、その手段が何なのかというところがよくわからないのでお聞きしております。

○森下地球環境局局長 3点ほどあったと思うのですが、1点目の自治体との関係でございますが、御案内のとおり国がこうしろというふうに自治体に指示をしたりするような時代ではないとももちろん理解しております。最終的には自治体が地方自治の原則に基づいて御自分の条例については運用をしていく、自治体の判断だと理解をしています。我々としては例えばこんなやり方がありますよということをお示しする、あるいは共通で使っていただけるようなツールを開発して、それを利用していただく。さまざまなアプローチを自治体にはお示しできると考えておまして、それは結果として事業者の方の負担の削減にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

3点目の予算の関係は、我々のシステムをしっかりとつくっていくということでございます。自治体に予算を振り分けてということを考えているわけではございませんので、そこは書き方が不明確だったかもしれません。よろしく願いいたします。

○高橋部会長 今の話ですが、環境省で合同システムをつくっていただいて、それに自治体が利用できることは考えられないでしょうか。食品衛生では厚生労働省が統一システムをつくって、地方公共団体の手続もそれに参加できる、そういうシステムを厚労省は考えていらっしゃるのです。そういう意味で経産、環境省合同で自治体が乗りたいのであれば、そういう手続にも乗れるというようなことはお考えにならないでしょうか。

○森下地球環境局局長 ありがとうございます。自治体にも当然使っていただくということを想定しておりますが、最終的には自治体がどう判断されるかというところに尽きると考えておまして、それぞれが地方自治の観点から取組をする上で役に立つということであれば使っていただきたいと考えております。一方、もっと踏み込んだ取組をやるんだというところがあると、より多くのデータを集めるということ等から、異なる結果にどうしてもなってしまうのだと思っています。

○高橋部会長 温対法がそういう地域の取組を非常に重視した法律だというのはよくわかっています。自治体が前向きに条例をつくって取り組まれているのも別にそのとおりだと思うのです。そういう意味では、環境省としてもそのような仕組みであることを前提にして、多様な取組を包括できるようなプラットフォームにしていただくというのが極めて重要だと思うのです。そういう方向でシステム設計していただけるという方向で御検討いただいていますでしょうか。

○森下地球環境局局長 まさにそれは大事なことだと考えております。要は自治体のニーズというのをしっかりつかんで対応していくということかなと思っておりまして、5ページの御質問の中でも御回答させていただいておりますが、今、自治体がどのような報告を求めているのか、そういったことについても整理をさせていただいております。自治体ともよく意見交換をしながら、できるだけ無駄がないようにしたいと思います。もったいないです。

○高橋部会長 大きな失敗をしている例があります。就労証明書のように、最初、自治体の言うことを聞かないで勝手につくったから全然使われなかったという例もあります。環境省はそこら辺をよくわかっていると思いますので、自治体のニーズをよくつかんでいただいて、意欲的な自治体でも乗れるような、そういうものをぜひシステム設計していただければありがたいと思います。

いつ頃できるのでしょうか。この整理、今その様式とか、そういうものの実態把握。

○森下地球環境局局長 デジガバの基本構想は3年という計画で進めることにしておりますので、その中でしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○高橋部会長 ですから、自治体の項目整理はいつまでにできるのですか。

○川又大臣官房環境計画課課長 私からお答えさせていただきます。

これについては5ページに書いてありますように、今年度、自治体における温暖化対策推進条例に係る条項というのは整理を行っておりますので、今ちょうどやっているところなのですけれども、今年度中に終わるというところだと思います。

○高橋部会長 ちょっと嫌味なことを言いますが、通知も昨日出たということだと、ひょっとしたら来年3月というふうになると困ります。環境省もお忙しいのはよくわかっていますが、今年度と言わずに、ぜひ早目をお願いしたい。急き立てて大変申しわけないのですが。

○川又大臣官房環境計画課課長 今年度は今月ということなので、これはもうすぐ終わりという話で、とりあえずの情報です。ただ、先ほどあったようなシステムに自治体のニーズを入れ込むということは、もう少し細かいところも聞かなければいけないと思っております。それは来年度、追加的にヒアリング等も含めて。

○高橋部会長 では、来年度前半ぐらいまでには、何とか構想、システム設計の基本設計ぐらいはできるかなと。

○川又大臣官房環境計画課課長 今年度やる部分は本当にある意味、どういった報告を求

めている項目がどうかとか、様式がどうかという事実関係の確認になっておりますので、さらに具体的なシステムに落とし込むためには、使い方も含めてニーズを把握する必要がありますので、そこは来年度できるだけ早くやりたいと思っています。それをシステムのほうにいかに取り組んでいくかというところは、2年度かけてしっかりとそのニーズに対応できるような形でやるというところです。

○高橋部会長 先ほど通知の話をしましたけれども、一遍の通知を出しただけでは自治体には徹底しません。そういう意味では環境省も自治体とはパイプがあると思いますので、ぜひ個別にこういうシステムに協力してくれませんかという具体的な取組をしていただけるとありがたいと思うのです。そこら辺はいかがでしょうか。

○森下地球環境局局長 しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○高橋部会長 フォローアップもしっかりしていただいて、忙しい環境省にお願いするのは心苦しいのですが。

では、佐久間さんどうぞ。

○佐久間専門委員 まず昨年お願いしたことに関して、今年度中ということでやっていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

過去、出されていた自治体へのお願いに比べて非常に具体的になったということで、わかりやすいものになっていると思います。これは昨日出したということなので、遅いということではあるのですが、ここの対応例1という中で重複しない項目があれば条例上の様式に記入した提出が必要。これは当然、当たり前のことですが、何が重複していて、重複していないかを事業者側で判断するというのもなかなか難しいところがあるので、本来であれば自治体側がこれは重複していないということをお示し願えれば、よりわかりやすくなるということだと思いますので、今後この通知に基づいて自治体とやりとりするときは、その点をお願いしていただければ大変効率化につながると思います。その点はいかがでしょう。

○森下地球環境局局長 御指摘いただいた点は念頭に置いて、今後対応していきたいと考えます。

○高橋部会長 ほかいかがでしょうか。

○安念部会長代理 1つよろしいでしょうか。経産省さんに伺いますが、省エネ法の報告とエネルギー消費統計とは話が違っていると、私はよくそれはそうだなと思ったのですが、後者のほうは要するにあれですね。どれだけのエネルギーキャリアを事実どれだけ使ったか。いい悪いとかそういう話ではなくて、事実どれだけ使いましたということを集計するという話ですね。ところが、省エネとか合理化とか高度化という話になると、これは全然次元が変わってきてしまって、単にどれだけ使ったかということだけではなくて、算出との関係を見なければいけないわけです。同じ財、サービスを生むのにどうしたか、あるいは電気とかガスを供給するに際して、同じカロリーを供給する場合にどれだけ最エネがあるかといったような算出のとの関係を見ないと意味がないような調査統計になります

ね。そうすると極めて精度が高い情報が要求されるわけですが、そうなるとう当然だけれども、事業者の負担は非常に重いですよね。事業者の負担を重くすることの対策として私素人が考えられるのは、計測機器の技術を開発して自動的に計測してスマートメーターのように自動的に通信してしまうとか、あるいは正確に、精密に計測すればするほど何かのインセンティブがあるとか、そんなことぐらいしか考えられないのかと思うのですが、その点については当局としては何かお考えはございますか。

○吉田省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長 御指摘のとおり省エネ法で集めている数字は、各事業者の努力を測ることになりますので、今おっしゃった算出は我々は活動量と呼んでいますが、活動量当たりのエネルギー消費量を我々は頂いております。

当然、企業さんにはできる限り正確なものをいただくことにはなりますが、現実にはこれはかなり長い期間やっておる法律でありまして、各事業者さんの報告は、ある程度こなれているというか、それぞれの事業者さんで今は技術的にも十分とれているかなと我々は判断しておりますが、御指摘の点もございますので、そういったところ、特に新しい分野とかそういったところにはそういう問題がないかどうかというのは、我々もよく考えていきたいと思いますが、今のところは十分とれているかなと認識しております。

○安念部会長代理 日本の事業者って立派ですよ。ありがとうございます。

○高橋部会長 経済産業省にお聞きしたいのですが、ホットラインの回答ですと購入の電力量とか購入の熱源量という項目、2割程度は調査と提供報告で同一内容だという御回答をいただいているとお聞きしているのです。これは単純に要するに同一内容なのだから情報連携ができるのではないかと思うのですけれども、そういうお気持ちはないのでしょうか。

○田中官房長官総務課戦略企画室室長 ここで書かせていただいた趣旨は、項目が2割程度一致しているということでもあります。ですので先ほど申し上げたとおり、項目は一致しているのですけれども、例えば購入電力量であったとしても、例えばその辺で道路工事をしていけば、特別に電気契約をして、そこに電気を引くということもありますので、数値自体は異なっているケースが多いというものを確認したということでもあります。

○高橋部会長 なるほど。これは事務局でもチェックしていただいて、精査していただきたいと思います。それについて経産省にも御協力いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。では、引き続きフォローアップ等、何とぞよろしくお願ひいたします。どうもお忙しい中ありがとうございました。

(経済産業省、環境省 退室)

○高橋部会長 本日の議題は以上でございます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、また事務局から御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。

